

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県環境学習情報センター条例	公 布 日	平成11年7月1日
条 例 番 号	平成11年三重県条例第36号	直 近 改 正 日	平成19年7月4日
所管部局課	環境生活部地球温暖化対策課	電 話 番 号	059-224-2366
条例の概要	地方自治法第244条の2の規定に基づき、三重県環境学習情報センターの設置及びその管理等に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県民の環境保全への理解を深め、自発的な環境保全活動を促進していくことは今後も必要なものであることから、現在においても条例の目的は妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	三重県環境学習情報センターは、環境教育・学習の拠点施設として、本来、県が実施する各種講座やイベント等の業務を、指定管理者制度に基づき実施しているものであり、今後も公的な関与を行っていく必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	センターが実施した各種講座、イベント等による環境教育参加者数は、29,454人(平成23年度実績)であった。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)。	はい	公の施設の設置は条例で定めることとなっている。(地方自治法第244条の2第1項)
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第244条の2に基づきセンターの設置等を定めており、法令に抵触しない。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	県民力ビジョンの施策151「地球温暖化対策の推進」
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	一定の指定管理料の中で、年々環境教育参加者数も増加しており、適正である。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	全県域、全県民を対象とした出前講座を実施している。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要性がないと考える。	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
				無	無